

監査告示第2号

令和3年2月25日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	山	口	健
同	長	浜	昌三

令和2年度第3回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準（令和2年2月20日制定）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

ア 公益財団法人鹿児島市水族館公社

所在地 鹿児島市本港新町3番地1

区分

(ア) 出資団体

出資金の名称 公益財団法人鹿児島市水族館公社出捐金

(所管課：観光振興課)

出資金の額 200,000,000円（令和元年度決算額）

(イ) 公の施設の指定管理者

施設名 かがしま水族館（所管課：観光振興課）

委託費の額 749,150,011円（令和元年度決算額）

イ 一般社団法人鹿児島県精神保健福祉士協会

所在地 鹿児島市下荒田4丁目11番12号しのびビル下荒田

区分 公の施設の指定管理者

施設名 鹿児島市精神保健福祉交流センター（所管課：保健支援課）

委託費の額 29,404,520円（令和元年度決算額）

ウ 株式会社ビルメン鹿児島

所在地 鹿児島市泉町4番6号

区分 公の施設の指定管理者

施設名 (ア) 鴨池海づり公園、桜島海づり公園（所管課：生産流通課）

委託費の額 43,635,330円（令和元年度決算額）

(イ) 松元平野岡体育館、茶山ドームまつもと、松元平野岡運動場、
松元せせらぎ広場、松元武道館、松元弓道場（所管課：スポーツ課）

委託費の額 95,529,780円（令和元年度決算額）

(2) 対象範囲

原則として令和元年度に執行された事業又は業務

4 監査の着眼点

出資団体については、出資目的に沿って適正に事業運営がなされているかを、公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

(2) 実施日程

令和2年11月30日から令和3年2月25日まで

7 監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

(1) 公益財団法人鹿児島市水族館公社（出資金、公の施設の指定管理者）

出捐金については、事業運営が出資目的に沿って適正になされていると認めた。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務は設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

[指摘事項]

- ・ 指定管理者が、ホテル等の利用者の利便を図るため独自に作成している「かごしま水族館観覧券」を販売する場合は、会計規則第32条第4項により、市から交付された現金領収帳により納入者に現金領収証書を交付しなければならないが、市販の領収書を交付している。

(2) 一般社団法人鹿児島県精神保健福祉士協会（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われていると認めた。

(3) 株式会社ビルメン鹿児島（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていると認めた。

指摘事項はなかったが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

[意見]

- ・ 海づり公園においては、指定管理者の自主提案事業として鴨池・桜島の両施設合計で年間におおよそ27,000尾の稚魚放流を予定していたが、実績は約20,600尾にとどまったことにより、協定期間終了後に提出された収支計算書では多額の執行残額が認められた。所管課においては、指定管理者からの業務報告書等により執行状況を確認の上、適時、必要な指示を行うなど、適正な管理運営が図られるよう取り組まれない。（生産流通課）
- ・ 松元平野岡体育館においては、令和元年度に大規模改修工事を実施しているが、工事期間中（約5か月）の施設閉館に係る光熱水費等の減額を見込まずに前年度と同額の予算としていたこと、また、指定管理業務に係る人員配置が計画と異なっていたこと等により、協定期間終了後に提出された収支計算書では多額の執行残額が認められた。指定管理委託料の積算にあたっては、当該年度に予定される改修工事などによる影響を見込んで所要額を見積もるとともに、職員配置については、勤務状況報告書や業務報告書等により実態を確認の上、適時、必要な指示を行うなど、適正な管理運営が図られるよう取り組まれない。（スポーツ課）

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの